

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

2021年12月24日
長崎県保険医協会
会長 本田 孝也



長崎を含めない被爆者認定指針骨子案の暴挙に抗議し撤回を求める

12月23日に厚生労働省、広島、長崎の県・市の5者で開催された第3回被爆者認定指針改定協議会で、長崎を対象に含めないという骨子案が示された。

これに先立つ12月19日、厚生労働省は認定要件11疾病に加え、「①黒い雨に遭ったこと」が確認できることを条件とした。そもそも広島高裁が勝訴判決を下したのは、「黒い雨に含まれる放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があったこと」を認めたからであり、厚生労働省の指針改定案は内部被曝を黒い雨にすり替えたものである。しかも雨は認めても、灰は認めないという。なんという非科学的な指針改定案であるか。

長崎でも原爆投下後に雨や灰が降り、住民は内部被曝を受けた。雨や灰に放射性微粒子が含まれていたことは米国マンハッタン調査団の測定結果から証明されている。

さらに23日の協議会で、厚生労働省は、「②黒い雨に遭った当時の状況（場所・時間帯他）」を要件として加え、長崎を被爆認定の対象から外すという暴挙にでた。

同じように原爆の雨や灰を浴び、同じように放射性微粒子による内部被曝を受けながら、広島では被爆者と認定されて、長崎では認定されない。このような不合理が許されてよいものか。これが岸田首相の了解を得て提示されたものならば、同じ被爆地の広島と長崎を分断するものであり、被爆者、被爆体験者のみならず長崎市民、長崎県民ひいては日本国民に対する裏切りである。

被爆者認定指針の改定にあたって最も優先されるべきは住民の声である。当会はその切なる声を10月13日、21,301筆の署名として厚生労働省に提出した。

次回、27日の第4回協議会においては、閣議決定された菅前首相の談話にあるように、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返り、合理的根拠に基づいた被爆者認定指針の改定を望むものである。

以上